

令和7年8月14日

一般社団法人広島県医師会会長 様

広島県健康福祉局医療介護基盤課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

令和7年度新人看護職員研修事業費補助金の事業計画書等の提出について（依頼）

県の看護行政の推進については、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本県では、平成22年度に施行された「保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保に関する法律の一部を改正する法律」により、新人看護職員の卒後臨床研修が努力義務化されたことに伴い、病院等において「新人看護職員研修ガイドライン」に沿って実施される新人看護職員研修に係る経費の一部を補助しています。

ついては、貴会会員に当該補助制度及び今年度の補助所要額を把握するための事業計画書の提出（**令和7年9月16日（火）**まで）について、県HP「ひろしまナースネット」に情報を掲載していますので、周知していただくようお願いします。

なお、関係機関の長あての通知文を添付しておりますので、周知にご活用ください。

また、県内の病院には添付の通知文を郵送しています。

ひろしまナースネット URL : <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/nurse-net/>

＜留意事項＞

- この事業計画書を提出していない場合は、今年度の補助申請の対象となりません。
 - 正式な補助申請書類の提出については、事業計画書を提出した事業者に対し、別途通知します。
- (10月頃の予定)

担当 医療人材グループ
電話 082-513-3057 (ダイヤルイン)
(担当者 植田)



令和7年8月14日

関係機関の長 様

広島県健康福祉局医療介護基盤課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

令和7年度新人看護職員研修事業費補助金に係る
事業計画書等の提出について（通知）

県の看護行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本県では、平成22年度に施行された「保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保に関する法律の一部を改正する法律」により、新人看護職員の卒後臨床研修が努力義務化されたことに伴い、病院等において「新人看護職員研修ガイドライン」に沿って実施される新人看護職員研修に係る経費の一部を補助しています。

については、今年度の補助所要額を把握するため、当該補助金の交付申請を予定されている場合は、**令和7年9月16日（火）**までに、電子申請システムにより必要書類を提出してください。

1 提出書類（様式1～様式3はひとつのエクセルファイルにまとめています。）

様式※	提出書類	提出方法
様式1	新人看護職員研修事業所要額調書	電子申請システム
様式2	対象経費の支出予定額算出内訳	
様式3	新人看護職員研修事業 事業計画書	
任意	内部規定や委任状 (詳細はホームページをご確認ください)	

2 提出方法

ひろしまナースネットから提出様式をダウンロードし、作成する。

⇒提出書類を電子申請システムから提出する。

※電子申請システムのURLはひろしまナースネットの該当ページに掲載しています。

3 掲載サイト

【ひろしまナース♥ネットトップページ内】にある【新着情報】に掲載の

【令和7年度新人看護職員研修事業費補助金に係る事業計画書の提出について】

＜留意事項＞

- この事業計画書を提出していない場合は、今年度の補助申請の対象となりません。
- 正式な補助申請書類の提出については、事業計画書を提出した事業者に対し、別途通知します。
(10月頃の予定)

担当 医療人材グループ
電話 082-513-3057 (ダイヤルイン)
(担当者 植田)

「新人看護職員研修事業費補助金」について

1 事業の目的

病院等において、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上と早期離職防止を図ることを目的とする。

- ・ 病院等：病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション
- ・ 新人看護職員：免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師

2 根拠

広島県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱

3 事業の実施主体

この事業の実施主体は、病院等とする。

4 補助金交付の対象

この補助金は、新人看護職員研修事業を実施する病院等の開設者と対象とする。

5 交付の要件

「新人看護職員研修ガイドライン（H26.3.24 厚生労働省医政局看護課長通知）」に沿った研修を実施した場合、研修経費の一部補助を行う。

（１）新人看護職員研修事業

項 目	事業内容	ガイドライン 項目
ア）新人看護職員を支える体制の構築	プリセプターシップなど職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備する。	I-3-1
イ）研修における組織の体制	組織内において研修の役割を担う者を明確化する。 （研修責任者、教育担当者及び実地指導者）	I-3-2
ウ）研修内容	・ 到達目標を設定するとともに、評価を行う。 ・ 研修プログラムを作成し、研修を実施する。 ・ 新人助産師研修については、助産技術に関する項目を含めること。	II

（２）医療機関受入研修事業（加算メニュー）

（１）の事業を実施している病院等で、自施設の研修を公開し、公募により他の病院の新人看護職員等を受け入れて研修を実施した場合、補助を行う。（研修は複数月で実施）

6 交付額の算定方法

交付額：〔基準額又は対象経費のうち低い方の額〕 × 1／2

（１）別表「新人看護職員研修事業補助基準額」の基準額欄に掲げる額と同表の対象経費の実支出額のいずれか少ない方の額を選定

（２）（１）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切捨て）を交付

補助金は予算の範囲内での交付となります。申請の病院等が多数の場合、病院等への交付が減額となる場合がありますので、御了解ください。

別表

新人看護職員研修事業補助基準額

基準額	対象経費														
次の 1 から 3 により、算出された額の合計額															
1 研修経費	1 研修経費														
(1) 新人看護職員が 1 名のとき 440 千円 (別に新人助産師研修を行う場合 586 千円) (2) 新人看護職員が 2 名以上のとき 630 千円 (別に新人助産師研修を行う場合 776 千円)	・研修責任者経費（謝金、人件費、手当） ・報償費 ・旅費 ・需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費） ・役務費（通信運搬費、雑役務費） ・使用料及び賃借料 ・備品購入費 ・賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費）														
2 教育担当者経費	2 教育担当者経費														
新人看護職員 5 名以上の場合、5 名ごとに 215 千円 ※1 新人看護職員数は、当該年度の 4 月末日現在における 在職者数とし、上限を 70 名とする。 ※2 新人看護職員研修と新人助産師研修の両方に参加する 者については 1 名として計上する。	・教育担当者経費（謝金、人件費、手当）														
3 医療機関受入研修事業（実施施設のみ）	3 医療機関受入研修経費														
【他施設から対象者を受入れ、研修を実施した場合の加算】															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>受入人数</th><th>基準額（1 施設当たり）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 名～4 名</td><td>113 千円</td></tr> <tr> <td>5 名～9 名</td><td>226 千円</td></tr> <tr> <td>10 名～14 名</td><td>566 千円</td></tr> <tr> <td>15 名～19 名</td><td>849 千円</td></tr> <tr> <td>20 名以上</td><td>1,132 千円</td></tr> <tr> <td>20 名を超える場合 1 名 増すごとに（上限 30 名）</td><td>45 千円</td></tr> </tbody> </table>	受入人数	基準額（1 施設当たり）	1 名～4 名	113 千円	5 名～9 名	226 千円	10 名～14 名	566 千円	15 名～19 名	849 千円	20 名以上	1,132 千円	20 名を超える場合 1 名 増すごとに（上限 30 名）	45 千円	・教育担当者経費（謝金、人件費、手当） ・需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） ・役務費（通信運搬費、雑役務費） ・使用料及び賃借料 ・備品購入費
受入人数	基準額（1 施設当たり）														
1 名～4 名	113 千円														
5 名～9 名	226 千円														
10 名～14 名	566 千円														
15 名～19 名	849 千円														
20 名以上	1,132 千円														
20 名を超える場合 1 名 増すごとに（上限 30 名）	45 千円														
※1 医療機関受入研修事業は複数月で実施すること。 ※2 受入人数については、1 名当たり 40 時間で換算すること。また、複数人を受け入れる場合は、合計時間数を 40 時間で換算すること。	★ 1～3 の経費について、「実施指導者」に係る 人件費などは、対象になりません。														